

富士市防火基準適合表示制度実施要綱運用要領

平成 27 年 3 月 31 日

富士市消防本部通達第 4 号

改正 令和 3 年 3 月 26 日 富士市消防本部通達第 5 号

第 1 目的（第 1 条関係）

この要領は、富士市防火基準適合表示制度実施要綱（平成 26 年消防本部告示第 1 号。以下「実施要綱」という。）の運用について、必要な事項を定める。

第 2 表示対象物の範囲（第 2 条、第 3 条関係）

ホテル等（実施要綱第 2 条に定義する「ホテル等」をいう。以下同じ。）のうち、複合用途防火対象物における富士市防火基準適合表示制度（以下「表示制度」という。）の対象範囲については、原則として防火対象物全体とする。ただし、ホテル等の用途に供する部分以外において、防火対象物全体についての防火（防災）管理（統括防火（防災）管理者の選任及び消防計画の届出等）、消防用設備等（スプリンクラー設備等及び自動火災報知設備等）、危険物施設等、建築構造等の違反がない場合は、ホテル等の用途に供する部分及び当該用途からの避難経路に係る部分のみを対象とすることができる。

第 3 交付の申請（第 4 条関係）

- 1 ホテル等の所有者等からの表示マークの交付（更新）申請は、表示マーク交付（更新）申請書（実施要綱第 1 号様式。以下「申請書」という。）に 2 の表に掲げる報告書等のうち、該当するものを添付する。ただし、当該報告書等のうち、2 の表に定める期間内に消防長又は消防署長に報告済みであり、その後事情の変更の無いものについては、報告書等の添付を省略することができる。
- 2 消防法（昭和 23 年法律第 186 号。以下「法」という。）第 8 条の 2 の 2 に基づく防火対象物定期点検報告の対象とならないホテル等は、法令に基づく義務の対象外であるが、消防法施行規則（昭和 36 年自治省令第 6 号。以下「規則」という。）第 4 条の 2 の 4 に定める防火対象物点検資格者による点検を行い、その結果を申請書に添付する。また、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。以下「建基法」という。）第 12 条に基づく定期調査報告の対象とならないホテル等についても法令に基づく義務の対象外であるが、建築士等有資格者により表示基準に関わる部分（建築構造等、避難施設等）の調査（建基法第 12 条に基づく定期調査に準

じた調査)を行い、その結果を申請書に添付する。

報告書等の種別	備考	
	表示マーク（銀）	表示マーク（金）
防火対象物（防災管理） 定期点検報告書（写）※1 【法第8条の2の2（法第36条において準用する法第8条の2の2）】	申請日から過去1年以内に実施した報告書を添付する。 ただし、消防長に報告済みの場合は、添付を省略できる。	前回の申請日以降に実施した報告書を全て添付する。 ただし、消防長に報告済みの場合は、添付を省略できる。
防火対象物（防災管理） 点検報告特例認定通知書 （写）※2 【法第8条の2の3（法第36条において準用する法第8条の2の3）】	申請日の直近の特例認定通知書を添付する。	表示マーク（銀）と同じ。
消防用設備等点検結果報告書（写） 【法第17条の3の3】	申請日から過去1年以内に実施した点検結果報告書を添付する。	前回の申請日以降に実施した点検結果報告書を全て添付する。ただし、消防長又は消防署長に報告済みの場合は、添付を省略できる。
製造所等定期点検記録表（写） 【法第14条の3の2】	申請日から過去1年以内に実施した点検の記録表を添付する。ただし、消防長が記録表を確認済みの場合は、添付を省略できる。	前回の申請日以降に実施した点検の記録表を全て添付する。ただし、消防長が記録表を確認済みの場合は、添付を省略できる。
定期調査報告書（写） 【建基法第12条】	直近の定期調査の期間内に行った調査報告書を添付する。	直近の定期調査報告の期間内に行った調査報告書を全て添付する。
その他消防長が必要と認める書類	(1) 点検報告不備事項の改修状況の記録 (2) 自衛消防訓練の記録、自主点検の記録	

	(3) 更新前に交付を受けた表示基準適合通知書
--	-------------------------

※1 法第8条の2の3（法第36条において準用する法第8条の2の3）に基づく点検及び報告の特例の認定がされていない場合

※2 法第8条の2の3（法第36条において準用する法第8条の2の3）に基づく点検及び報告の特例の認定により防火対象物定期点検報告が免除されている場合

3 1において、ホテル等の用途に供する部分が存する複合用途防火対象物の交付（更新）申請は、所有者等に対して表示基準（別表第1）のうち建物全体に係る部分が確認できる書類（統括防火（防災）管理者選任（解任）届出書、建物全体に係る消防計画、消防用設備等点検結果報告書又は製造所等定期点検記録表等）の添付を求めるほか、消防長又は消防署長が既に把握している情報（防火対象物台帳等）を活用する。

4 申請書を受理した場合は、申請書の記載事項及び添付された報告書等を確認し、富士市防火基準適合表示制度管理簿（第1号様式。以下「管理簿」という。）により受け付ける。

第4 表示基準の審査（第5条関係）

1 審査は、実施要綱別表において該当となる項目について、表示基準（別表第1）に基づき適合状況を判定し、その結果を富士市防火基準適合表示制度審査表（第2号様式）に記録する。このとき、申請書に添付された報告書等を活用する。

2 審査にあたり、次の事項に留意する。

(1) 審査の対象となるホテル等が防火対象物点検報告特例認定の対象である場合は、当該表示基準の審査と防火対象物点検報告特例認定に係る審査とを合わせて実施するなど審査の効率性に配慮する。

(2) 表示基準中「建築構造等」における建築構造、防火区画及び階段について、現行の建築基準法令に適合していることを確認し、既存不適格のものについては表示基準（別表第1）に適合しないものとして取り扱う。

3 審査により判定した結果を管理簿（第1号様式）に記録する。

第5 表示マークの交付等（第6条関係）

1 表示マークは、1のホテル等に1枚交付する。

2 表示基準適合通知書（実施要綱第2号様式）を通知する場合は、「特記事項」欄に電子データの表示マークをダウンロードするために必要となるパスワードを記載する。

3 表示マークの交付の状況を管理簿（第1号様式）及び富士市防火基準適合表示制度表示マーク管理台帳（第3号様式。以下「管理台帳」という。）に記録する。

4 表示マークの交付年月日及び有効期間は、以下のとおりとする。

(1) 最初に表示マークを交付した日を基準日とすることから、表示マーク（銀）から表示マーク（金）に変更となる場合であっても交付する表示マーク（金）に付する交付年月日は最初に表示マーク（銀）の交付した日とする。

(2) ホテル等が表示マークを返還した後、改めて交付の申請をすることにより表示マークが再交付される場合は、再交付の日を交付年月日とする。

(3) 表示マークを更新する場合の有効期間は、更新前の表示マークの有効期間満了日の翌日を起点とする。

第6 表示マークの掲出等（第7条関係）

1 表示マークを交付したホテル等（以下「交付ホテル等」という。）又は旅行関係団体等が、ウェブサイト等において電子データの表示マーク等を使用する場合は、「ウェブサイト等における電子データの表示マーク等の取扱い基準」（別表第2）に基づくものとし、その使用状況を管理台帳（第3号様式）に記録する。

2 ホテル等の規模及び構造等から総合的に判断して、交付ホテル等の利用者に表示マークの存在を有効に示すため1の交付ホテル等に複数の表示マークを掲出する必要がある場合は、複製等による表示マーク（以下「複製マーク」という。）を掲出することを認める。

(1) 複製マークは、実施要綱第6条に定める表示マークと同一の仕様とし、当該交付ホテル等の経費により作成する。

(2) 複製マークは、交付ホテル等の敷地内の利用者が見やすい位置に掲出し、1の交付ホテル等に10枚以下とする。

(3) 複製マークの掲出は、交付された表示マークの有効期間内とする。

(4) 複製マークの掲出状況を管理台帳（第3号様式）に記録する。

第7 表示マークの返還（第9条関係）

1 交付ホテル等が実施要綱第9条第1項第3号に該当するおそれのある場合は、当該交付ホテル等における表示基準（別表第1）の適合性を調査し、その結果が確定するまで当該交付ホテル等における表示マークの掲出及びウェブサイト等における電子データの表示マークの掲載を留保させる。

2 交付ホテル等が表示マークを返還し、若しくはウェブサイト等における電子データの表示マ

ークの掲載を中止した場合は、管理台帳（第3号様式）に記録する。

3 交付ホテル等が表示マークを返還した場合は、富士市ウェブサイトにおける当該交付ホテル等に係る表示マークの交付に関する情報を更新する。

4 ホテル等が表示基準に適合しないことから表示マークの交付等を受けていないにもかかわらず、若しくは表示マークの返還要件に該当することとなったため表示マークを返還したにもかかわらず表示マークを偽って使用（ウェブサイト等における使用を含む。）している場合は、所有者等に対して不正競争防止法（平成5年法律第47号）第2条第1項第13号に規定する誤認惹起行為（役務やその広告等に、その役務の質、内容等について誤認させるような表示をする行為）に該当するおそれがあること、また、行為者に対して刑事罰等が科される場合があることを告げ、虚偽又は類似の表示マークの使用を止めるよう継続的に指導するとともに当該事項について関係機関に情報提供するなど適切な対応を図る。

第8 表示マークの再交付（第10条関係）

交付ホテル等が表示マークを返還し、表示マーク（銀）を再交付することとなった場合は、再交付に至った経緯等について管理台帳（第3号様式）「備考欄」に記録する。

第9 表示制度対象外施設における表示

所有者等から、表示対象物の要件に該当しないが表示基準（別表第1）に適合するホテル等（以下「表示制度対象外施設」という。）であることを証する表示の交付を求められた場合は、次のとおり取り扱う。

1 申請 富士市表示制度対象外施設通知書交付申請書（第4号様式）により申請する。また、当該表示制度対象外施設が法第8条の2の2（法第36条において準用する法第8条の2の2）に規定する防火対象物（防災管理）点検報告制度の対象とならず、若しくは建基法に定める定期調査報告書の報告の義務とならない場合であっても、「防火対象物（防災管理）点検報告書（写）」及び「定期調査報告書（写）」を添付する。

なお、申請に添付する報告書等は、第3に規定する表示マーク（銀）の内容を確認する。

2 受付 第3を準用する。

3 審査 第4を準用する。

4 交付 申請のあった表示制度対象外施設が表示基準に適合していることを認めた場合は、富士市表示制度対象外施設通知書（第5号様式）を交付し、管理簿（第1号様式）及び管理台帳（第3号様式）に記録する。

5 通知 申請のあった表示制度対象外施設が表示基準に適合しない場合は、富士市表示制度対

象外施設不適合通知書（第 6 号様式）により通知する。

6 更新 富士市表示制度対象外施設通知書は更新しない。

7 返還 富士市表示制度対象外施設通知書（第 5 号様式）を交付した表示制度対象外施設が、実施要綱第 9 条第 1 項第 2 号又は第 3 号に規定する表示マークの返還要件のいずれかに該当することとなった場合は、富士市表示制度対象外施設通知書返還請求書（第 7 号様式）の通知により富士市表示制度対象外施設通知書（第 5 号様式）を返還させ、管理台帳（第 3 号様式）に記録する。

附 則

この要領は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 3 月 26 日 通達第 5 号）

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

別表第1（第3、第4、第9関係）

表示基準

1 防火 管理 等	(1) 防火対象物の点検及び報告	<p>法第8条の2の2の規定により点検及び報告が行われていること。又は、法第8条の2の3の規定により点検及び報告の特例の認定がされていること。</p> <p>なお、その管理について権原が分かれている防火対象物については、各管理権原者が提出している届出等の内容を確認すること。</p>
	(2) 防火管理者等の届出	<p>規則第3条第1項及び第3条の2第1項の規定により、防火管理者選任（解任）の届出、防火管理に係る消防計画の作成（変更）の届出がされていること。</p>
	(3) 自衛消防組織の届出	<p>消防法施行令（昭和36年政令第37号。以下「令」という。）第4条の2の4に規定する防火対象物については、法第8条の2の5第2項に規定する自衛消防組織設置（変更）の届出がされていること。</p>
	(4) 防火管理に係る消防計画	<p>防火管理に係る消防計画に基づき、次に掲げる事項が適切に行われていること。</p> <p>ア 自衛消防組織の編成、任務分担及び指揮命令系統に関する事項</p> <p>イ 防火対象物についての火災予防上の自主検査及び当該自主検査の結果に基づく措置に関する事項</p> <p>ウ 消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検及び整備並びに当該点検の結果に基づく措置に関する事項</p> <p>エ 避難施設の点検及び維持管理並びに避難経路図の掲示その他の避難施設の案内に関する事項</p> <p>オ 防火上の構造の点検及び維持管理に関する事項</p> <p>カ 定員の遵守その他収容人員の適正化に関する事項</p> <p>キ 防火管理上必要な教育に関する事項</p>

- ク 消火、通報及び避難の訓練の実施に関する事項
- ケ 火災、地震その他の災害が発生した場合における消火活動、通報連絡及び避難誘導に関する事項
- コ 防火管理について消防機関との連絡に関する事項
- カ 増築、改築、移転、修繕又は模様替えの工事中の防火対象物における防火管理者又はその補助者の立会いその他火気の使用又は取扱いの監督に関する事項
- シ アからサに掲げるもののほか、防火管理に関し必要な事項
- ス 令第4条の2の4に規定する防火対象物（同条第2号に掲げる防火対象物にあつては、同条第1号に規定する自衛消防組織設置防火対象物の用途に供される部分に限る。セにおいて同じ。）にあつては、次に掲げる事項
 - (ア) 火災の初期の段階における消火活動、消防機関への通報、在館者が避難する際の誘導その他の火災の被害の軽減のために必要な業務として自衛消防組織が行う業務に係る活動要領に関する事項
 - (イ) 自衛消防組織の要員に対する教育及び訓練に関する事項
 - (ウ) その他自衛消防組織の業務に関し必要な事項
- セ 令第4条の2の5第2項の規定により、令第4条の2の4の防火対象物につき、その管理について権原を有する者が共同して自衛消防組織を置く場合にあつては、次に掲げる事項
 - (ア) 自衛消防組織に関する協議会の設置及び運営に関する事項
 - (イ) 自衛消防組織の統括管理者の選任に関する事項
 - (ウ) 自衛消防組織が業務を行う防火対象物の範囲に関する事項

(エ) その他自衛消防組織の運営に関し必要な事項

ソ 防火管理上必要な業務の一部が防火対象物の関係者（所有者、管理者又は占有者をいう。以下同じ。）及び関係者に雇用されている者（当該防火対象物で勤務している者に限る。）以外の者に委託されている防火対象物にあつては、防火管理上必要な業務の受託者の氏名及び住所（法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地）並びに当該受託者の行う防火管理上必要な業務の範囲及び方法に関する事項

タ その管理について権原が分かれている防火対象物にあつては、当該防火対象物の当該権原の範囲に関する事項

チ 規則第3条第4項に規定する強化地域（以下「強化地域」という。）に所在する防火対象物にあつては、次に掲げる事項

(ア) 大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）第2条第13号に規定する警戒宣言（以下「警戒宣言」という。）が発せられた場合における自衛消防組織の編成、任務の分担及び指揮命令系統に関する事項

(イ) 大規模地震対策特別措置法第2条第3号に規定する地震予知情報及び警戒宣言の伝達方法に関する事項

(ウ) 警戒宣言が発せられた場合における避難誘導に関する事項

(エ) 警戒宣言が発せられた場合における施設・設備の点検及び整備並びに地震による被害の発生の防止又は軽減を図るための応急対策に関する事項

(オ) 大規模な地震に係る防災訓練の実施に関する事項

	<p>(カ) 大規模な地震による被害の発生の防止又は軽減を図るために必要な教育及び広報に関する事項</p> <p>ソ 消火及び避難の訓練の実施に関する具体的な事項 (当該消火及び避難の訓練を実施する頻度、内容その他その旨の消防機関への通報に関する事項を含む。)</p>
(5) 統括防火管理者等の届出	<p>法第8条の2の規定により、統括防火管理者の選任(解任)の届出、防火対象物の全体についての防火管理に係る消防計画の届出がされていること。</p>
(6) 防火施設、避難施設等	<p>法第8条の2の4の規定により、廊下、階段、避難口その他の避難上必要な施設について、避難の支障になる物件が放置され、又はみだりに存置されないよう管理し、かつ、防火戸についてその閉鎖の支障になる物件が放置され、又はみだりに存置されないよう管理されていること。</p>
(7) 防災対象物品の使用	<p>法第8条の3の規定により防災対象物品の使用がされていること。また、当該防災対象物品に法第8条の3第2項、第3項及び第5項の規定に従って表示が付されていること。</p>
(8) 圧縮アセチレンガス等の貯蔵等の届出	<p>法第9条の3に基づいて液化石油ガスその他の火災予防又は消火活動に重大な支障を生ずるおそれのある物質で、危険物の規制に関する政令(昭和34年政令第306号)第1条の10第1項に規定するものを貯蔵し、又は取り扱っている場合(法第9条の3第1項ただし書きに規定する場合を除く。)には、その旨の届出がされていること。</p>
(9) 火気使用設備及び火気使用器具	<p>法第9条に基づいて富士市火災予防条例(昭和41年条例第38号。以下「条例」という。)に定める火を使用する設備等の位置、構造及び管理並びに火を使用</p>

		<p>する器具等の取扱いその他火気の使用に関する制限等の基準に適合していること。</p>
	(10) 少量危険物及び指定可燃物	<p>ア 法第9条の4に基づいて条例に定める規定により、法第9条の4に規定する指定数量未満の危険物（以下「少量危険物」という。）及び指定可燃物が貯蔵し、取り扱われていること。</p> <p>イ 条例に定める規定により、少量危険物貯蔵取扱所及び指定可燃物貯蔵取扱所の位置、構造及び設備が設置及び管理されていること。</p> <p>ウ 条例に定める規定により、火災の危険要因を把握するとともに、保安に関する計画が作成され火災予防上有効な措置が講じられていること。</p> <p>エ イの規定にかかわらず、基準の特例が適用されている少量危険物貯蔵取扱所及び指定可燃物貯蔵取扱所にあつては、引き続き、同条の規定の適用を認めた状況で設置及び管理されていること。</p>
	(11) その他	<p>(1)から(10)に掲げるもののほか、法又は法に基づく命令に規定する事項に関し条例に定める基準を満たしていること。</p>
2 防 災 管 理 等	(1) 防災管理対象物の点検及び報告	<p>法第36条第1項において準用する法第8条の2の2第1項の規定による点検及び報告が行われていること。又は、法第36条第1項において準用する法第8条の2の3第1項に規定する点検及び報告の特例の認定がされていること。</p> <p>なお、その管理について権原が分かれている防火対象物については、各管理権原者が提出している届出の内容を確認すること。</p>
	(2) 防災管理者等の届出	<p>規則第51条の8第1項の届出及び規則第51条の9において準用する第3条の2第1項の規定により、</p>

	<p>防災管理者選任（解任）の届出書、防災管理に係る消防計画の作成（変更）の届出がされていること。</p>
<p>(3) 防災管理に係る消防計画</p>	<p>防災管理に係る消防計画に基づき、次に掲げる事項が適切に行われていること。</p> <p>ア 自衛消防組織の編成、任務分担及び指揮命令系統に関する事項</p> <p>イ 避難施設の点検及び維持管理並びに避難経路図の掲示その他の避難施設の案内に関する事項</p> <p>ウ 定員の遵守その他収容人員の適正化に関する事項</p> <p>エ 防災管理上必要な教育に関する事項</p> <p>オ 避難の訓練その他防災管理上必要な訓練の実施に関する事項</p> <p>カ 防災管理について関係機関との連絡に関する事項</p> <p>キ オに掲げる訓練の結果を踏まえた防災管理に係る消防計画の内容の検証及び当該検証の結果に基づく当該消防計画の見直しに関する事項</p> <p>ク アからキに掲げるもののほか、建築物その他の工作物における防災管理に関し必要な事項</p> <p>ケ 令第45条第1号に掲げる災害（以下この項目において「地震」という。）による被害の軽減に関する事項として次に掲げる事項</p> <p>(ア) 地震発生時における建築物その他の工作物及び建築物その他の工作物に存する者等の被害の想定及び当該想定される被害に対する対策に関する事項</p> <p>(イ) 建築物その他の工作物についての地震による被害の軽減のための自主検査及び当該自主検査の結果に基づく措置に関する事項</p> <p>(ウ) 地震による被害の軽減のために必要な設備及び</p>

資機材の点検又は整備並びに当該点検の結果に基づく措置に関する事項

(エ) 地震発生時における家具、じゅう器（日常生活で使用される食器などの道具）その他建築物又は工作物に備え付けられた物品の落下、転倒及び移動の防止のための措置に関する事項

(オ) 地震発生時における通報連絡、避難誘導、救出、救護その他地震による被害を軽減するための応急措置に係る事項

(カ) (ア)から(オ)までに掲げるもののほか、建築物その他の工作物における地震による被害の軽減に関し必要な事項

コ 令第45条第2号に掲げる災害による被害の軽減に関する事項として次に掲げる事項

(ア) 令第45条第2号に掲げる災害発生時における通報連絡及び避難誘導に関する事項

(イ) (ア)に掲げるもののほか、建築物その他の工作物における令第45条第2号に掲げる災害による被害の軽減に関し必要な事項

サ 防災管理上必要な業務の一部が建築物その他の工作物の関係者及び関係者に雇用されている者（当該建築物その他の工作物で勤務している者に限る。）以外の者に委託されている建築物その他の工作物にあっては、防災管理上必要な業務の受託者の氏名及び住所（法人にあっては、名称及び主たる事務所の所在地）並びに当該受託者の行う防災管理上必要な業務の範囲及び方法に関する事項

シ その管理について権原が分かれている建築物その他の工作物にあっては、当該建築物その他の工作物の当該権原の範囲に関する事項

		ス 避難訓練の実施回数に関する事項（当該訓練を実施する場合におけるその旨の消防機関への通報に関する事項を含む。）
	(4) 統括防災管理者等の届出	法第36条第1項において準用する法第8条の2の規定により、統括防災管理者の選任（解任）の届出、建築物その他の工作物の全体についての防災管理に係る消防計画の届出がされていること。
3 消防用設備等	(1) 消防用設備等又は特殊消防用設備等の設置及び維持等	<p>消防用設備等又は特殊消防用設備等が、次に掲げるところにより、法第17条、法第17条の2の5及び法第17条の3並びにこれらに基づく命令の規定に従って、設置されていなければならないものとする。</p> <p>ア 令第10条第1項及び第3項の規定により、消火器、簡易消火用具が設置されていること。</p> <p>イ 令第11条第1項、第2項及び第4項の規定により、屋内消火栓設備が設置されていること。</p> <p>ウ 令第12条第1項、第3項及び第4項の規定によりスプリンクラー設備が設置されていること。</p> <p>エ 令第13条の規定により、水噴霧消火設備、泡消火設備、不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備又は粉末消火設備が設置されていること。</p> <p>オ 令第19条第1項、第2項及び第4項の規定により、屋外消火栓設備が設置されていること。</p> <p>カ 令第20条第1項、第2項及び第5項の規定により、動力消防ポンプ設備が設置されていること。</p> <p>キ 令第21条第1項及び第3項の規定により、自動火災報知設備が設置されていること。</p> <p>ク 令第21条の2第1項の規定により、ガス漏れ火災警報設備が設置されていること。</p> <p>ケ 令第22条第1項の規定により、漏電火災警報器が設置されていること。</p>

コ 令第23条第1項及び第3項の規定により、消防機関へ通報する火災報知設備が設置されていること。

サ 令第24条第1項から第3項まで及び第5項の規定により、非常警報器具又は非常警報設備が設置されていること。

シ 令第25条第1項及び第2項第1号の規定により、避難器具が設置されていること。

ス 令第26条第1項及び第3項の規定により、誘導灯及び誘導標識が設置されていること。

セ 令第27条第1項及び第2項の規定により、消防用水が設置されていること。

ソ 令第28条第1項及び第3項の規定により、排煙設備が設置されていること。

タ 令第28条の2第1項、第3項及び第4項の規定により、連結散水設備が設置されていること。

チ 令第29条第1項の規定により、連結送水管が設置されていること。

ツ 令第29条の2第1項の規定により、非常コンセント設備が設置されていること。

テ 令第29条の3第1項の規定により、無線通信補助設備が設置されていること。

ト アからテの規定にかかわらず、令第29条の4第1項に規定する必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等にあつては、引き続き、同項に規定する通常用いられる消防用設備等の防火安全性能と同等以上であると消防長又は消防署長が認められた状況で設置されていること。

ナ アからトの規定にかかわらず、現に令第32条の規定が適用されている消防用設備等にあつては、引

	<p>き続き、同条の規定の適用を消防長又は消防署長が認めた状況で設置されていること。</p> <p>ニ アからナの規定にかかわらず、法17条第3項に規定する特殊消防用設備等にあつては、同項に規定する設備等設置維持計画に従つて設置されていること。</p> <p>ヌ アからニの規定にかかわらず、法第17条の2の5第1項の規定が適用される消防用設備等にあつては、当該消防用設備等の設置に係る技術上の基準に関する従前の規定により、設置されていること。</p> <p>ネ ヌに掲げるもののほか、法第17条の3第1項の規定が適用される消防用設備等にあつては、用途が変更される前の防火対象物における消防用設備等の設置に係る技術上の基準に関する規定により、設置されていること。</p> <p>ノ 法第17条の3の2の規定により、消防用設備等又は特殊消防用設備等の設置の届出を行い、消防機関の検査を受けていること。</p>
	<p>(2) 消防用設備等の点検及び報告 法第17条の3の3の規定により、消防用設備等又は特殊消防用設備等を点検し報告していること。</p>
4 危険物施設等	<p>(1) 法第10条第3項の規定により、危険物が貯蔵され又は取り扱われていること。</p> <p>(2) 法第10条第4項の規定により、製造所等の位置、構造及び設備が維持されていること。</p> <p>(3) 法第11条第1項の規定により、許可を受けていること。</p> <p>(4) 法第11条第5項に規定により、完成検査を受けていること。</p> <p>(5) 法第11条第6項の規定により、譲渡又は引渡しの届出がされていること。</p> <p>(6) 法第11条の4第1項の規定により、危険物の品名、数量又は指定数量の倍数の変更の届出がされていること。</p> <p>(7) 法第12条の規定により、製造所等の位置、構造及び設備が維持されていること。</p>

	(8) 法第12条の7第2項の規定により、危険物保安統括管理者の届出がされていること。
	(9) 法第13条第2項の規定により、危険物保安監督者の届出がされていること。
	(10) 法第13条第3項の規定により、危険物取扱者以外の者により危険物の取扱いが行われていないこと（甲種危険物取扱者又は乙種危険物取扱者の立会いのある場合を除く。）。
	(11) 法第13条の23の規定により、危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者が保安講習を受講していること。
	(12) 法第14条の規定により、危険物施設保安員が定められ、保安のための適切な業務が行われていること。
	(13) 法第14条の2の規定により、予防規程の認可を受け、当該予防規程に定められた事項が適切に守られていること。
	(14) 法第14条の3の2の規定により、定期点検が行われ、その記録を作成し保存していること。
	(15) 法第14条の4の規定により、自衛消防組織が設置されていること。
	(16) (2)の規定にかかわらず、危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）第23条の規定が適用されている製造所等にあつては、引き続き、同条の規定の適用を認めた状況で設置及び維持されていること。
5 建築構造等	(1) 定期調査報告 建基法第12条の規定に基づく定期報告がされていること。
	(2) 建築構造等 次に掲げる事項が、現行の建築基準法令に適合（既存不適格として扱っているものは除く。）していること。 ア 建築構造 主要構造部の構造不適がないこと。（建基法第21条、第27条及び第35条） イ 防火区画 堅穴区画が設けられ、当該壁、床及び防火戸の構造が適正で、かつ、破損等がないこと。（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「建基


	<p>令」という。)第112条第9項、第10項、第11項、第14項(避難経路にあたらぬ昇降機の昇降路は、昭和56年建設省告示第1111号に示す仕様に適合していること。))</p> <p>ウ 階段</p> <p>必要な数の直通階段、避難階段及び特別避難階段が設置され、その構造が適正であること。(建基令第120号、第121条、第121条の2、第122条、第123条)</p>
(3) 避難施設等	<p>次に掲げる事項が、現行の建築基準法令に適合(既存不適格として扱っているものを含む。)していること。</p> <p>ア 屋根 建基法第22条、第63条関係</p> <p>イ 外壁 建基法第23条から第25条まで、第64条関係</p> <p>ウ 非常用エレベーター 建基法第34条第2項関係、建基令第129条の13の3</p> <p>エ 排煙設備 建基法第35条関係、建基令第126条の2、第126条の3</p> <p>オ 防煙壁 建基法第35条関係、建基令第126条の3</p> <p>カ 非常用の照明装置 建基法第35条関係、建基令第126条の4、第126条の5</p> <p>キ 非常用の進入口等 建基法第35条関係、建基令第126条の6、第126条の7</p> <p>ク 壁 建基法第35条の2、建基令第112条、第114条、第107条、第107条の2、第108条の3、第128条の3の2、第128条の4、第129条の2の5、第114条、第115条の2の2</p> <p>ケ 天井 建基法第35条の2、建基令第112条、第128条の3の2から第129条まで</p>

- | | |
|--|---|
| | <p>コ 床 建基法第36条、建基令第112条、第115条の2の2、第129条の2の5</p> <p>サ 特定防火設備及び防火設備 建基法第36条、建基令第112条（建築構造等に掲げるものを除く。）、第115条の2の2、第129条の2の5</p> <p>シ 避難施設</p> <p>(ア) 通路 建基令第120条、第121条</p> <p>(イ) 廊下 建基令第119条</p> <p>(ウ) 出入口 建基令第118条、第124条、第125条、第125条の2</p> <p>(エ) 屋上広場 建基令第126条</p> <p>(オ) 避難上有効なバルコニー 建基法第36条、建基令第121条</p> <p>ス 敷地内の通路 建基法第36条、建基令第127条、第128条、第128条の2</p> |
|--|---|

別表第2（第5、第6、第7関係）

ウェブサイト等における電子データの表示マーク等の取扱い基準

1 電子データの表示マーク等の準備	(1) 入手先	<p>交付ホテル等又はそれ以外の事業所が、ウェブサイト等（ブログ、ツイッター等によるインターネットの利用に係るものを含む。以下同じ。）において表示マーク等を使用する場合は、消防庁ウェブサイトから入手すること。</p>						
	(2) 入手方法	<p>ア 表示マーク</p> <p>(7) 交付ホテル等が利用者である場合</p> <p>表示マークの交付時に通知されるパスワードを用いて、表示制度説明用ページから4の表示マークをダウンロードすること。</p> <p>(イ) 交付ホテル等以外の事業所が利用者である場合</p> <p>旅行関係団体等の関係者がウェブサイト等において表示マークを使用する場合は、消防庁に次の事項を電子メールで送信し、その返信により通知されるパスワードを用いて、表示制度説明用ページから4の表示マークをダウンロードすること。</p> <p>【ダウンロードするために必要となる情報】</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>1 電子メールに記載する事項</td> </tr> <tr> <td>(1) 事業所名</td> </tr> <tr> <td>(2) 業種</td> </tr> <tr> <td>(3) 担当者氏名</td> </tr> <tr> <td>(4) 電話番号</td> </tr> <tr> <td>2 送信先メールアドレス（消防庁）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">fdma-yobouka119@soumu. go. jp</td> </tr> </table> <p>イ 表示マーク用バナー</p> <p>利用者はその事業区分によらず、直接、表示制度説明用ページから4の表示マーク用バナーをダウンロードすること。</p>	1 電子メールに記載する事項	(1) 事業所名	(2) 業種	(3) 担当者氏名	(4) 電話番号	2 送信先メールアドレス（消防庁）
1 電子メールに記載する事項								
(1) 事業所名								
(2) 業種								
(3) 担当者氏名								
(4) 電話番号								
2 送信先メールアドレス（消防庁）								
fdma-yobouka119@soumu. go. jp								

2 ウェブサイト等における取扱い	(1) ウェブサイト等への掲載	<p>表示マークをウェブサイト等に掲載する場合は、次の掲載例のとおり、当該交付ホテル等が富士市消防長から表示マークの交付を受けていること、交付年月日、有効期限、交付番号及び交付機関を記載すること。</p> <p>【掲載例】</p> <div style="text-align: center;">  </div> <p>〇〇〇〇ホテルは表示基準に適合しており、富士市消防長から富士市防火基準適合表示制度による表示マークの交付を受けています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 交付年月日：〇〇 〇〇年〇〇月〇〇日 ・ 有効期限：〇〇 〇〇年〇〇月〇〇日まで ・ 交付番号：〇〇〇〇〇〇 ・ 交付機関：富士市消防本部
	(2) 表示マーク等の仕様	<p>表示マーク及び表示マーク用バナーは、サイズを変更することは差し支えないが縦と横の比率を変更して使用しないこと。</p>
3 消防本部における取扱い	(1) 情報の収集	<p>ア 実施要綱第6条に基づき表示マークを交付する場合は、交付ホテル等のウェブサイト等における表示マークの使用状況を確認すること。</p> <p>イ 表示マークの使用を確認した場合は、管理台帳（第2号様式）に記録すること。</p>
	(2) 情報の提供	<p>ア ホテル等の利用者等に広く防火安全情報を提供するため交付ホテル等の一覧を富士市ウェブサイトに掲載し、交付ホテル等に関する情報に変更があった場合は、その更新に努めること。</p>

イ 旅行関係の事業所等から電子データの表示マークの入手方法に関して問い合わせがあった場合は、「1 電子データの表示マーク等の準備」に基づくこと。

4 電子データの表示マーク等	種別	表示マーク	表示マーク用バナー
	入手先		

第1号様式（第3、第4、第5、第9関係）

富士市防火基準適合表示制度管理簿

受付年月日	ホテル等の名称	表示種別	判定	交付番号	
				交付年月日	交付年月日
年 月 日		対象/対象外	適合/不適合	第 号	年 月 日
年 月 日		対象/対象外	適合/不適合	第 号	年 月 日
年 月 日		対象/対象外	適合/不適合	第 号	年 月 日
年 月 日		対象/対象外	適合/不適合	第 号	年 月 日
年 月 日		対象/対象外	適合/不適合	第 号	年 月 日
年 月 日		対象/対象外	適合/不適合	第 号	年 月 日
年 月 日		対象/対象外	適合/不適合	第 号	年 月 日
年 月 日		対象/対象外	適合/不適合	第 号	年 月 日
年 月 日		対象/対象外	適合/不適合	第 号	年 月 日
年 月 日		対象/対象外	適合/不適合	第 号	年 月 日
年 月 日		対象/対象外	適合/不適合	第 号	年 月 日
年 月 日		対象/対象外	適合/不適合	第 号	年 月 日

備考

- 「表示種別」欄は、実施要綱第3条に規定する表示対象物を「対象」、運用要領第9に規定する表示制度対象外施設を「対象外」とすること。
- 「判定」欄は、表示基準に適合するホテル等を「適合」とすること。

第2号様式（第4関係）

富士市防火基準適合表示制度審査表

確認項目		確認	備考
防火管理等	防火対象物の点検及び報告	<input type="checkbox"/>	
	防火管理者等の届出	<input type="checkbox"/>	
	自衛消防組織の届出	<input type="checkbox"/>	
	防火管理に係る消防計画	<input type="checkbox"/>	
	統括防火管理者等の届出	<input type="checkbox"/>	
	防火施設、避難施設等	<input type="checkbox"/>	
	防災対象物品の使用	<input type="checkbox"/>	
	圧縮アセチレンガス等の貯蔵等の届出	<input type="checkbox"/>	
	火気使用設備及び火気使用器具	<input type="checkbox"/>	
	少量危険物及び指定可燃物	<input type="checkbox"/>	
	防災管理	防災管理対象物の点検及び報告	<input type="checkbox"/>
防災管理者等の届出		<input type="checkbox"/>	
防災管理に係る消防計画		<input type="checkbox"/>	
統括防災管理者等の届出		<input type="checkbox"/>	
消防用設備等	消防用設備等及び特殊消防用設備等の設置、維持等	<input type="checkbox"/>	
	消防用設備等の点検及び報告	<input type="checkbox"/>	
危険物施設等		<input type="checkbox"/>	
建築構造等	定期調査報告	<input type="checkbox"/>	
	建築構造、防火区画及び階段	<input type="checkbox"/>	
	避難施設等	<input type="checkbox"/>	

備考

- 1 「確認」欄は、審査により適正であることが確認された項目に「レ点」を記載すること。
- 2 「備考」欄は、申請又は審査等に関する事項を任意に記載すること。

第3号様式（第5、第6、第7、第8、第9）

富士市防火基準適合表示制度表示マーク管理台帳

交 付 番 号	ホテル等の所在地		用 途 (項別)		
	ホテル等の名称		表示種別	対 象 / 対 象 外	
表 示 マ ー ク 交 付 (更 新) 状 況					
マ ー ク の 色	申 請 年 月 日	交 付 年 月 日	電 子 デ ー タ	複 製 マ ー ク	備 考
銀/金			使用/ 不使用	有 (枚) /無	
銀/金			使用/ 不使用	有 (枚) /無	
銀/金			使用/ 不使用	有 (枚) /無	
銀/金			使用/ 不使用	有 (枚) /無	
銀/金			使用/ 不使用	有 (枚) /無	
銀/金			使用/ 不使用	有 (枚) /無	
銀/金			使用/ 不使用	有 (枚) /無	
銀/金			使用/ 不使用	有 (枚) /無	
表 示 マ ー ク 返 還 状 況					
返 還 請 求 年 月 日		返 還 年 月 日			
備 考					

備考

- 「表示種別」欄は、実施要綱第3条に規定する表示対象物を「対象」、運用要領第9に定める表示制度対象外施設を「対象外」とすること。
- 「電子データ」欄は、ホテル等がウェブサイト等において電子データの表示マークを使用していることを認めた場合、「使用」とすること。
- 「備考」欄は、表示マークの交付、更新及び返還の経緯等を記載すること。

富士市表示制度対象外施設通知書交付申請書

年 月 日

（宛先）富士市消防長

住 所（法人その他の団体にあつては、
その主たる事務所の所在地）
申請者 氏 名（法人その他の団体にあつては、
その名称及び代表者の氏名）
（氏名を自書しない場合は、記名押印すること。）
電話番号

富士市表示制度対象外施設通知書の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

ホテル等	所在地	
	名称	
	用途	
	収容人員	
	構造及び規模	造・地上階 / 地下階
添付書類		
特記事項		

富士市表示制度対象外施設通知書

第 号

年 月 日

様

富士市消防長



年 月 日付けであった富士市表示制度対象外施設通知書の交付の申請については、表示基準に適合していると認めたので、次のとおり通知します。

ホ テ ル 等	所 在 地	
	名 称	
	用 途	
特 記 事 項		

第6号様式（第9関係）

富士市表示制度対象外施設不適合通知書

第 号

年 月 日

様

富士市消防長



年 月 日付けであった富士市表示制度対象外施設通知書の申請については、表

示基準に適合しないと認めたので、次のとおり通知します。

ホ テ ル 等	所 在 地	
	名 称	
	用 途	
不 適 合 理 由		
特 記 事 項		

第7号様式（第9関係）

富士市表示制度対象外施設通知書返還請求書

第 号

年 月 日

様

富士市消防長



次のホテル等は、富士市表示制度対象外施設通知書の返還事由に該当するので、速やかに富士市表示制度対象外施設通知書を返還するよう請求します。

ホテル等	所在地			
	名称			
	用途			
交付年月日	年 月 日	交付番号		
返 還 事 由				

